

発委第 1 号

令和8年2月25日提出

淡路市議会議長
岨下 博史 様

提出者 淡路市議会議会運営委員会
委員長 太田 善雄

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成17年淡路市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

（提案理由）

えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国による最大の人権侵害であり、えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務である。

これ以上、えん罪被害者を増やさないために、刑事訴訟法の再審規定に係る法改正を国が速やかに行うことを強く求めるため、当委員会から、この意見書を提出する。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続きである。

えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国による最大の人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

再審手続きについて定める刑事訴訟法第四編は、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され、審理手続きを具体的に定めた規定はないに等しい状態にあり、現行制度には多くの問題点がある。

過去の多くのえん罪事件において、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が明らかになったことが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力になっている。現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審査請求手続きにおいて証拠開示がなされる制度的保証はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、国民の知る権利が保障された上での、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

再審開始決定に対する検察官の不服申し立てについては、不服申し立てによって更に審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅延することが指摘されるとともに、検察官は不服申し立てによらずとも、再審公判において主張の機会が保障されており不都合がないとの見解もある。

えん罪は減らすことはできても絶対に無くなることはない。慎重な裁判を行うことでその誤りを防ぐ三審制が採用されているにも関わらず、いくつもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続きを整備する必要性は明らかである。

よって、国におかれては、これ以上えん罪被害者を増やさないために、これらの課題を踏まえた上で、下記の刑事訴訟法の再審規定に係る法改正を速やかに行うことを強く求める。

- 1 再審請求手続きにおける証拠開示にかかる制度の改善を検討すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て禁止を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

兵庫県淡路市議会議長 岨下 博史

衆議院議長 森 英介 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 高市 早苗 様
法務大臣 平口 洋 様